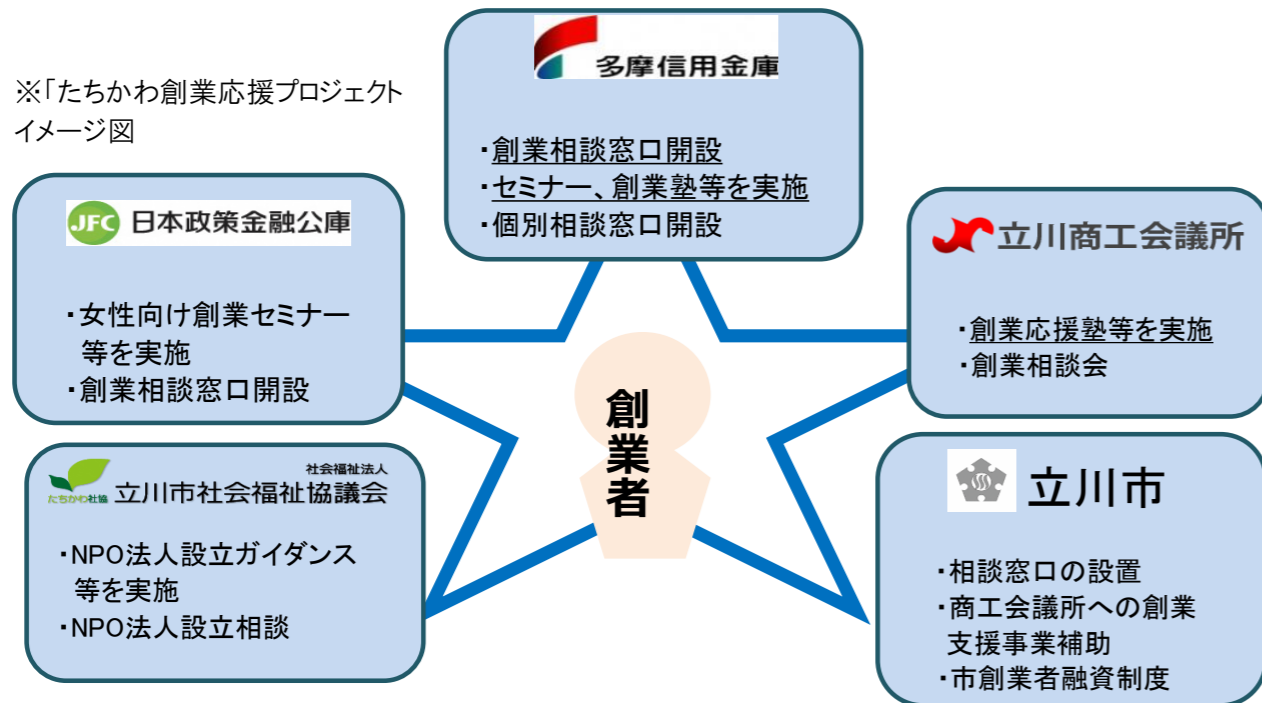


たちかわ創業応援通信

2019春号

「たちかわ創業応援プロジェクト」とは…立川市内の創業支援機関5者が協定を締結し、市内創業者を様々な形で応援するプロジェクトです！！

※「たちかわ創業応援プロジェクト」イメージ図



★各機関の事業紹介

立川市

立川市では、「創業しやすいまち、たちかわ」を目指して、各種施策を設け、創業希望者を応援しています。気になる施策、ご不明な点などありましたら、ぜひ産業観光課商工振興係までお問合せください。

施策1. ビジネス相談

専門の相談員による創業、資格、就職などの相談が無料で受けられます。

日時等① 毎週火、金、第1、3土曜日の10時～17時 場所:市中央図書館2階ビジネス相談コーナー

日時等② 毎週水曜日の13時～17時 場所:たましんWINセンター

施策2. 三市創業支援事業協議会T.A.F.

各種セミナー実施(特定創業支援事業あり) ※平成30年度は13回のセミナーを実施予定

施策3. ビジネス支援ライブラリー

市中央図書館にはビジネス書籍の専門コーナーがあります。約1200冊の蔵書をぜひご活用ください。

施策4. 立川市中小企業事業資金融資あっせん制度【創業資金A、B、S】

①創業資金A…利率0.4%、限度額2000万円 ②創業資金B…利率0.3% 限度額2000万円(女性、若年・シニア男性対象 ※注4) ③創業資金S…利率0.2% 限度額2000万円(認定創業者対象 ※注1)

施策5. 商店街チャレンジャー募集事業

商店街(会)と出店者(チャレンジャー)が共同で出店計画を作成します。その後、市の審査を経て、優れたプランには奨励金の交付があります。(最優秀賞1組:115万円、優秀賞1組:60万円)

施策6. チャレンジショップ「コラボ」

JR立川駅南口の実店舗で最長1年間、様々な支援を受けながら経営を学んでいただき、その後は市内にて独立店舗を出していただく制度です。

施策7. コミュニティビジネス支援事業

コミュニティビジネスの周知啓発、創業などに関するセミナー実施

■問合せ先: 施策1～5⇒立川市産業観光課 TEL:042-528-4317

MAIL:sangyou-t@city.tachikawa.lg.jp

施策6⇒立川商工会議所 TEL:042-527-2700

施策7⇒立川市協働推進課 TEL:042-528-4315

MAIL:kyoudousuishin@city.tachikawa.lg.jp

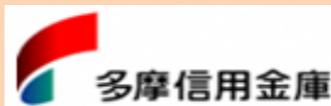
立川商工会議所

立川商工会議所・中小企業相談所は、市内中小企業の経営支援をするための機関です。皆様のお役に立つ事業を実施しています。

1. 創業支援…… 創業応援塾&フォローアップセミナーの開催。窓口で経営指導員が創業の為の資金調達・事業計画書の作成・税務等・各種届出の手続きなどの様々な相談に応じています。
 2. 経営相談…… 販路開拓・資金繰り等の金融相談、助成金や補助金申請について等様々なご相談を随時お受けしています。引き続き支援が必要な場合は、専門家や市内金融機関と連携して問題解決に対応しています。
 3. 金融相談…… 資金繰りや設備投資など金融面の相談をお受けしています。立川商工会議所の経営指導員の指導を6カ月以上受けた立川市内の事業所には無担保・無保証人・低金利でご利用頂ける公的融資、小規模事業者経営改善資金(マル経融資)を日本政策金融公庫と連携して実施しています。
 4. 法律相談…… 法律・特許・労務・登記等のあらゆる問題に対して弁護士による個別相談会を開催しています。(毎月第1・3火曜日・予約制)
 5. セミナーの開催・法改正・経営戦略・販路開拓・売上げアップ・補助金・労務管理等をテーマに各種セミナーを開催しています。
 6. 人材育成支援…… 有期契約労働者・短期労働者等の非正規労働者の企業内でのキャリアアップを促進するための取組を実施した企業に助成されるキャリアアップ助成金申請のアドバイスと支援を行っています。
 7. 記帳・確定申告相談…… 小規模の個人事業主を対象として、帳簿の付け方・年末調整・税務署へ提出する決算書・確定申告書の相談をお受けしています。
 8. 労働保険事務組合…… 従業員の雇用に必要な労働保険(労災と雇用保険)の事務手続きの代行(保険料等の申請・納付を含む)や相談をお受けしています。
 9. 健康経営事業…… 「健康経営」に取組む企業に向けてセミナー開催や情報提供・個別相談会を実施し、企業の「健康経営」への取組をサポートしています。
 10. 各種共済制度…… 小規模企業共済・経営セーフティ共済・Newファール共済等の手続き・相談をお受けしています。
- この他ビジネスマッチングや交流会も実施しています。立川商工会議所を企業経営にお役立て下さい。

連絡先 立川商工会議所 中小企業相談所

TEL 042-527-2700 FAX 042-527-5913 HP:<http://www.tachikawa.or.jp>



創業支援センターTAMAとは、東京都「インキュベーションHUB推進プロジェクト事業」の採択を受け、多摩信用金庫の運営する創業支援のプラットフォームです。

多種多様な創業支援カリキュラムを用意し、夢をカタチにするお手伝いをします。学んで仲間を得て、創業に向けて一歩を踏み出しましょう。創業を検討している方、創業間もない方は、お気軽にご相談ください。

支援策1

無料個別相談

インキュベーションマネージャーによる創業に関する個別相談を常時受付中。 ※事前予約制(申込み等については下記一覧をご参照ください。)

支援策2

創業計画書作成支援

アイデア出しから書き方まで、計画書作成のお手伝いをいたします。また、創業計画書だけでなく、各種補助金等の申請書の作成支援も行っています。

支援策3

セミナー・創業塾の開催

自治体や創業支援機関と連携し、様々なテーマのセミナー、創業塾、交流会を実施しています。

支援策4

オフィス紹介

多摩地域にあるインキュベーション施設・SOHO・コワーキング等のオフィスのご紹介をいたします。

※創業支援センターTAMAは、専用ポータルサイトを設けており、創業塾・セミナー、個別相談会等のほか、支援機関やインキュベーション施設等の創業に役立つ情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

■お問合せ先: 創業支援センターTAMA(事務局) TEL:042-526-7766

ポータルサイト:<https://www.web-tamashin.jp/startup-tama/index.html>

JFC 日本政策金融公庫

みなさまのための政策金融機関です。

日本政策金融公庫は、中小企業・小規模事業者のみなさまのための政策金融機関です。国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業の3事業がそれぞれ連携し、幅広いサービスを提供しています。

国民生活事業では、小規模事業者・創業企業のみなさまへの事業資金融資や、教育資金融資などをお取り扱いしています。

数多くのみなさまにご利用いただいています。

日本政策金融公庫 国民生活事業の融資先は約88万企業となっており、数多くの小規模事業者・創業企業のみなさまにご利用いただいています。

創業支援に積極的に取り組んでいます。

日本政策金融公庫 国民生活事業では、創業・第二創業をお考えの方のため、全国152支店の「創業サポートデスク」と札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、福岡の「ビジネスサポートプラザ」においてご相談を承っています。

また、当公庫ホームページ(<https://www.jfc.go.jp/>)内の「創業お役立ち情報」のコーナーにおいて、地域の創業支援に関する各種情報をご覧いただけます。

企業経営についての情報提供を行っています。

中小企業・小規模事業者のみなさまの情報ニーズにお応えするために、さまざまな調査・研究を行うとともに、各支店の窓口やホームページ、出版物、講演会などを通じて情報提供を行っています。

また、ホームページの「インターネットビジネスマッチング」(<https://match.jfc.go.jp/>)で、創業後の販売先や仕入先の開拓など全国規模のビジネスチャンスを、当公庫お取引先のみなさまに提供しています。

連絡先 株式会社日本政策金融公庫 立川支店 国民生活事業
Tel 042-524-4192 HP:<http://www.jfc.go.jp/>

社会福祉法人 立川市社会福祉協議会

市民活動センターたちかわは、ボランティア・NPO・地域活動など、立川のまちづくりに参加したい市民の相談窓口です。NPO法人や任意団体の情報発信、印刷機等の貸出し、講座やイベントの開催など、さまざまな形で市民活動を応援しています。

★団体運営、NPO法人に関するご相談を随時承っております。お気軽にご相談ください。

■フェイスブックとツイッターを始めました！

立川市社会福祉協議会 フェイスブック
URL:<https://www.facebook.com/tachikawashakyo/>

立川市社会福祉協議会市民活動センターたちかわ ツイッター
URL:https://twitter.com/skc_tachikawa

〒190-0013
東京都立川市富士見町2-36-47
TEL:042-529-8323 FAX:042-529-8714

shimin@tachikawa-syakyo.jp

facebook



twitter



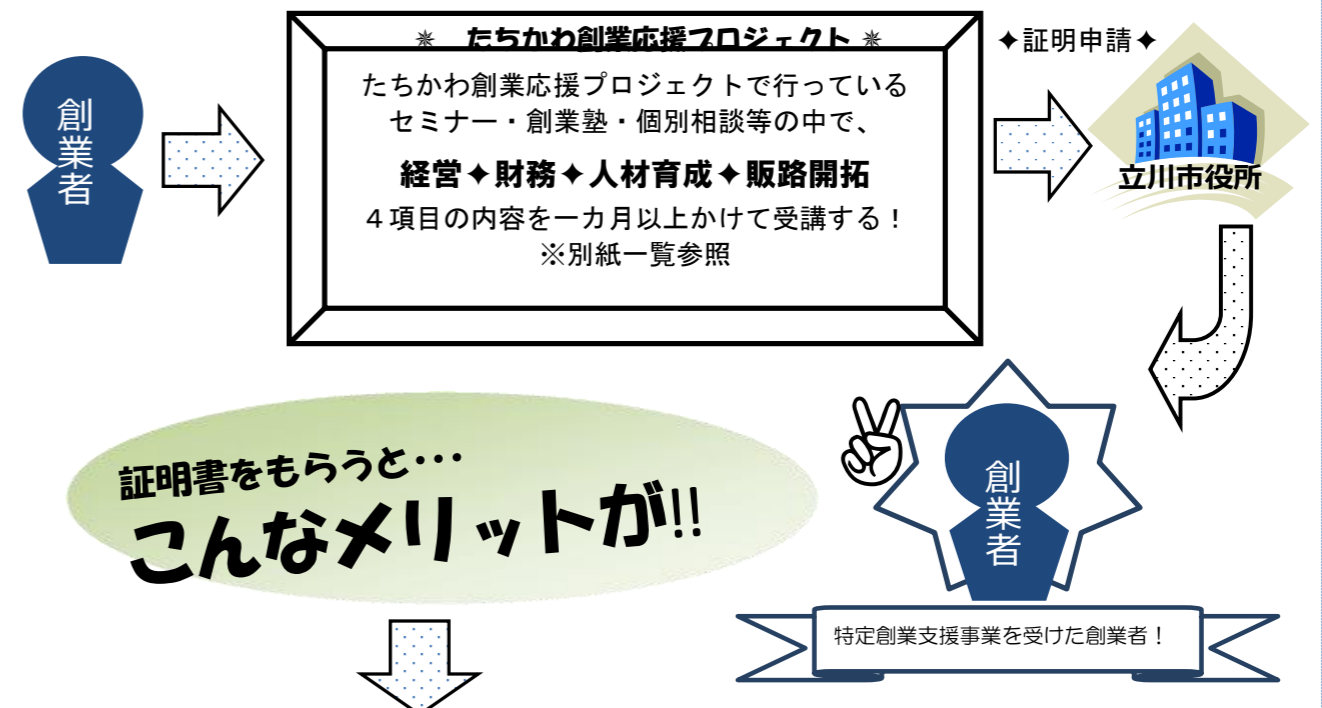
創業するなら 立川で!!

＊これから創業予定のみなさま、創業したばかりのみなさまへ＊

立川市では市内での創業を支援する「立川市創業支援事業計画」を策定し、経済産業省・総務省より認定を受けました。今後、市内の連携機関と結成した「たちかわ創業応援プロジェクト」を通して「特定創業支援事業」を実施致します。立川市内で創業を目指す皆さま、創業後間もない皆さま、是非ご利用ください！

◆「特定創業支援事業」とは？◆

これから創業される方、創業後間もない方（あわせて、以下「創業者」とします）に対する継続的な支援であり、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の事業経営に必要な知識を習得することを目的にしたセミナー・創業塾・個別相談等です。



①登録免許税、軽減！

創業前の方が株式会社を設立する場合、登記にかかる登録免許税が半額になります。

- * 資本金の0.7%→0.35%
- * 最低税額15万円→7.5万円

③保証協会の早期申込！

創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、利用の対象期間が拡大されます。

- * 6カ月前から具体的な計画があれば、創業関連保証申込可能